

令和7年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

安中市

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の課税対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の状況について1月末日までに申告することとなっておりますので、この手引きを参考に、必ずご申告いただきますようお願い申し上げます。

1. 償却資産のあらまし

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体を除く。）で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

2. 申告の方法等

(1) 昨年度に引き続いて申告される方

償却資産申告書には令和7年1月1日現在の資産について記入し、種類別明細書には令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加及び減少した資産について記入の上、ご申告ください。なお、増加・減少資産のない方は「異動なし」、廃業・解散等の場合にはその旨を申告書の「備考」欄に記入の上、ご申告ください。

(2) 初めて申告される方

令和7年1月1日現在の全資産を申告書及び種類別明細書に記入の上、ご申告ください。

(3) 自社電算申告書により申告される方

当市より送付いたしました申告書に記載されている所有者コード（右上に記載）を、自社電算申告書に転記してください。なお、転記できない場合には、当市より送付いたしました償却資産申告書（提出用）を添付してください。

(注) 平成28年度申告分より、マイナンバーの記入が義務付けられました。申告書の3「個人番号又は法人番号」の欄にマイナンバーを記入の上、ご申告ください。なお、「*」が印字されている方は、マイナンバーに変更があった場合のみ、記入してください。（参考：別紙「償却資産申告書にマイナンバーの記載をお願いします」）

(注) 課税標準の特例に該当する資産を取得した場合には、申告書の備考欄及び種類別明細書の摘要欄にその旨を記入するとともに、最初の適用年度には課税標準の特例申請書と特例の適用が確認できる書類等を添付して提出してください。（参考：別紙「課税標準の特例について」）

(注) 非課税に該当する資産がある場合には、申告書の備考欄及び種類別明細書の摘要欄にその旨を記入するとともに、非課税申告書を提出してください。詳しくはお問い合わせください。（参考：別紙「非課税について」）

3. 申告期間（申告書提出期間）

令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金）

提出期限間近になると窓口が混雑しますので、なるべく1月17日（金）までにご申告いただきますようご協力をお願いいたします。なお、郵送により申告書を提出される方で控え用に受付印が必要な場合には、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

4. 固定資産税の課税対象となり申告しなければならない資産

- (1) 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産。ただし、取得価額が20万円未満のもので、法人税法上又は所得税法上一括償却資産として経理を区分し3年で損金に算入されるものは申告が不要です。
- (2) 減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却を行うことができる資産。
- (3) 法定の減価償却が終わり、帳簿上は残存価格のみが計上されている資産でも事業の用に供しているもの。
- (4) 企業会計上簿外資産として扱われている資産であっても事業の用に供しているもの。
- (5) 建設仮勘定で計上されている資産でも、1月1日現在工事の一部又は全部が完成し、事業の用に供している資産又は事業の用に供することができる資産。
- (6) 遊休・未稼働の資産であっても、1月1日現在事業の用に供することができる資産。
- (7) 清算中の法人が所有する償却資産のうち清算事務の用に供しているもの及び他に貸しているもの。
- (8) 割賦購入資産や売買として取り扱われるリース資産で固定資産に計上しているもの。
- (9) 償却資産の価値を増加させるための改良費（資本的支出）は、新たな償却資産として本体部と区分して申告対象となります。また、家屋の建築後に附設された附帯設備は、原則として申告の対象となります。
- (10) 家屋所有者以外の者（賃借人）が施工した事業用造作設備及び、家屋附帯設備（内装等）については、原則として賃借人が申告の対象となります。

★ 償却資産における課税標準は、令和7年1月1日現在の価格とされており、税率は1.4%です。なお、課税標準額の総額が150万円未満の場合は課税されません。

★ 正当な理由がなく申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合は、地方税法及び市税条例により罰則規定が適用されることがあります。また、前年前の申告漏れ資産があった場合は遡って課税の対象となる場合があります。

5. 償却資産の種類

種 類		資 産 の 例 示
第1種	構 築 物	広告設備、緑化施設、庭園、屋外プール、ゴルフ練習場のネット設備、照明等 テニスコート、独立煙突及び煙道、門及び塀、屋外駐車場の舗装等、その他土地に定着する土木設備等
第2種	機 械 及び装置	モーター、旋盤、ボール盤、ボイラー、プレス、コンベアー、ホイスト、クレーン、立 体駐車場の機械装置、土木建設用機械、各種加工製造用機械装置、太陽光発電設備等
第3種	船 舶	ボート、水上運搬具、釣船、貸客船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号9「90及び900～999」、0「00～09及び000～ 099」）、タイヤローラー、ショベルローダー、フォークリフト、動力運搬車、手押車 等 *小型特殊自動車は対象外
第6種	工具器具 及び備品	測定工具、検査工具、取付工具、事務机、レジスター、金庫、応接セット、電気機器、 ガス機器、自動販売機、陳列ケース、広告看板、コンテナ、事務用機器、理美容機器、 医療機器、娯楽機器、観賞・興行用生物等

6. 提出先及び問い合わせ先

〒379-0192 安中市安中1丁目23-13

安中市役所 税務課

固定資産税係

電話 027-382-1111（内線 1067・1068・1069・1070）

〒379-0292 安中市松井田町新堀 245

安中市役所 松井田支所

住民福祉課 税務保険係

